

第 3 5 号議案

足立区緑の基金条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区緑の基金条例

(設置)

第 1 条 足立区（以下「区」という。）、区民及び事業者等による区内の緑の保全及び緑化の推進に関する活動並びに公園等の整備を促進し、もって区の緑の保護及び回復を図るため、足立区緑の基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て等)

第 2 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

2 前条に規定する目的のために区になされた寄付金は、基金に組み入れることができる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

緑の基金を創設する必要があるので、この条例案を提出いたします。